

魚価が低迷し、月の売上が下がった漁業者の皆様へ 持続化給付金 に関するお知らせ

申請期間

令和2年5月1日(金)から令和3年1月15日(金)まで

対象

…漁業者、養殖業、仲買人、小売人、加工業者など

農業、**漁業**、**製造業**、**飲食業**、**小売業**、俳優業など幅広い業種で、事業収入(売上)を得ている法人・個人の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。

給付額

※1人(1企業)1回のみ給付です。

法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

補助の要件

対象になるかは下記の給付額の算定事例を参考に！

- ①ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
- ②昨年以前から漁業収入(売上)があり、今後も継続する漁業者。
- ③法人の場合(中小企業であること)

(I) 資本金の額又は出資の総額が10億円未満

(II) 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000名以下の事業者。

給付額の算定事例

…1月～12月のいずれかの月で50%以上減少が申請条件

青色 申告	2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		30	20	10	30	30	20	30	30	30	20	20	30
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
		40	20	20	13								

2019年 年間事業収入:300万円

$144万円 = 300万円 - 13万円 \times 12$

2019年 4月の月間事業収入:30万円

$144万円 > 100万円(上限額)$

2020年 4月の月間事業収入:13万円

給付額 100万円

2019年4月分の月間事業収入が30万円、2020年4月の月間事業収入が13万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため **給付対象**となります。

白色 申告	2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
		300(月平均25万円)											
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
		40	20	20	10								

2019年 年間事業収入:300万円

$180万円 = 300万円 - 10万円 \times 12$

2019年 月平均事業収入:300万円/12=25万円

$180万円 > 100万円(上限額)$

2020年 4月の月間事業収入:10万円

給付額 100万円

2019年4月分の月間事業収入が25万円、2020年4月の月間事業収入が10万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため **給付対象**となります。

愛南漁業協同組合

申請方法は裏面

申請先

HP <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

中小企業庁 令和2年度補正 持続化給付金事務事業(委託先:一般社団法人 サービスデザイン推進協議会)

電子申請

【中小法人・個人事業者のための】

持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん

本ホームページで電子申請すると、
事務局で申請内容を確認し

通常2週間程度で入金されます。

※申請に不備が発生した場合マイページへ連絡が入ります。

申請方法は**こちら!**

お手元に証拠書類等をそろえ、パソコンやスマートフォンなどから電子申請を行ってください。
必要書類に関しての資料は、各漁協窓口まで

■申請するにあたり下記の4種類の証拠書類等の提出が必要となります。

(先に用意するとスムーズに申請出来ます。)

スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真でご提出
いただけますが、細かな文字が読み取れるようきれいな写真の添付をお願いします。

各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

No	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容
1	確定申告書類 青色申告	確定申告書第一表(1枚) 所得税青色申告決算書(2枚)
	確定申告書類 白色申告	確定申告書第一表(1枚) 収受日付印が押されていること。
2	2020年分の対象とする 月(対象月)の売上台帳等	対象月の売上台帳等
3	通帳の写し	銀行名・支店番号・支店名・口座種別 口座番号・口座名義人が確認できるもの
4	本人確認書の写し	①運転免許証(両面)(返納している場合は、運転経歴証明書 で代替可能。) ②個人番号カード(オモテ面のみ) ③写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面のみ) ④在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(在留 の資格が特別永住者のものに限る。)(両面) いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載 された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。 なお、(1)から(4)を保有していない場合は、(5)又は(6)で代替 することができるものとします。 ⑤住民票の写し及びパスポート(顔写真の掲載されているペー ジ)の両方 ⑥住民票の写し及び各種健康保険証(両面)の両方

お問い合わせ・相談窓口

持続化給付金事業 コールセンター

 **0120-115-570**

IP電話等からの
お問い合わせ先

03-6831-0613

(通話料がかかります)

【5月・6月】

全日 8:30~19:00